平成２３年（フ）第３３７号
埼玉県東松山市大字東平1894番地128
破産者　橋本　享子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４０９号
神奈川県茅ヶ崎市高田２丁目12番22号　高田ハイツ101
破産者　小田切美香（旧姓岩田）
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３６号
川崎市川崎区台町７番７号
破産者　竹尾　真一
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
川崎市川崎区台町７番７号
破産者　竹尾　枝美
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
川崎市川崎区大師本町５番１―501号　セザール第二川崎大師
破産者　峰村　政明
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
神奈川県横須賀市大津町４丁目12番28号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市大津町３丁目７番１号
破産者　田中　孝子（旧姓武居）
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２２９号
富山県南砺市利賀村上百瀬142番地、前住所愛知県一宮市花池１丁目26番６―503号　リネット大和花池
破産者　中川　信長
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３１号
富山県射水市作道1965番地
破産者　奥野　忠正
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第４９号
石川県小松市八幡町139番地
破産者　田中　良男
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１９号
静岡県下田市東中15番地10
破産者　近持　美絵
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県小野市上本町214番地の11
破産者　藤井　好浩
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１２号
和歌山県御坊市野口366番地８、前住所和歌山県日高郡印南町大字南谷304番地
破産者　前田　忠紀
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２６９号
佐賀県小城市小城町畑田1069番地１
破産者　大園　　隆
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
熊本市渡鹿８丁目21―36サンライズ渡鹿403号
破産者　下城　和昭
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第５４号
熊本県八代市鏡町下有佐526番地２
破産者　村上　勝美
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第６３号
熊本県八代市迎町513番地３
破産者　畑中　勝正
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１６２号
大分市高城本町５番11号　メゾン高城201
破産者　深堀　俊幸
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１３号
沖縄県南城市佐敷字佐敷1739番地44
破産者　幸村　宝博
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３８３号
沖縄県糸満市字潮平68番地の10
破産者　宮良　長奉
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部